

仕 様 書

- 1 名 称 調査統計課執務室 エアコン賃貸借契約
- 2 目 的 故障している空調設備に代わる冷暖房エアコンの設置
- 3 場 所 堺市堺区南田出井町1丁1-1 2階
(別紙図面のとおりに)
- 4 期 間 エアコン設置完了年月日から令和8年3月31日まで
- 5 賃借品
 - ・故障している室内機*と同程度の冷暖房能力(約8馬力)を確保できるエアコンを用意すること。

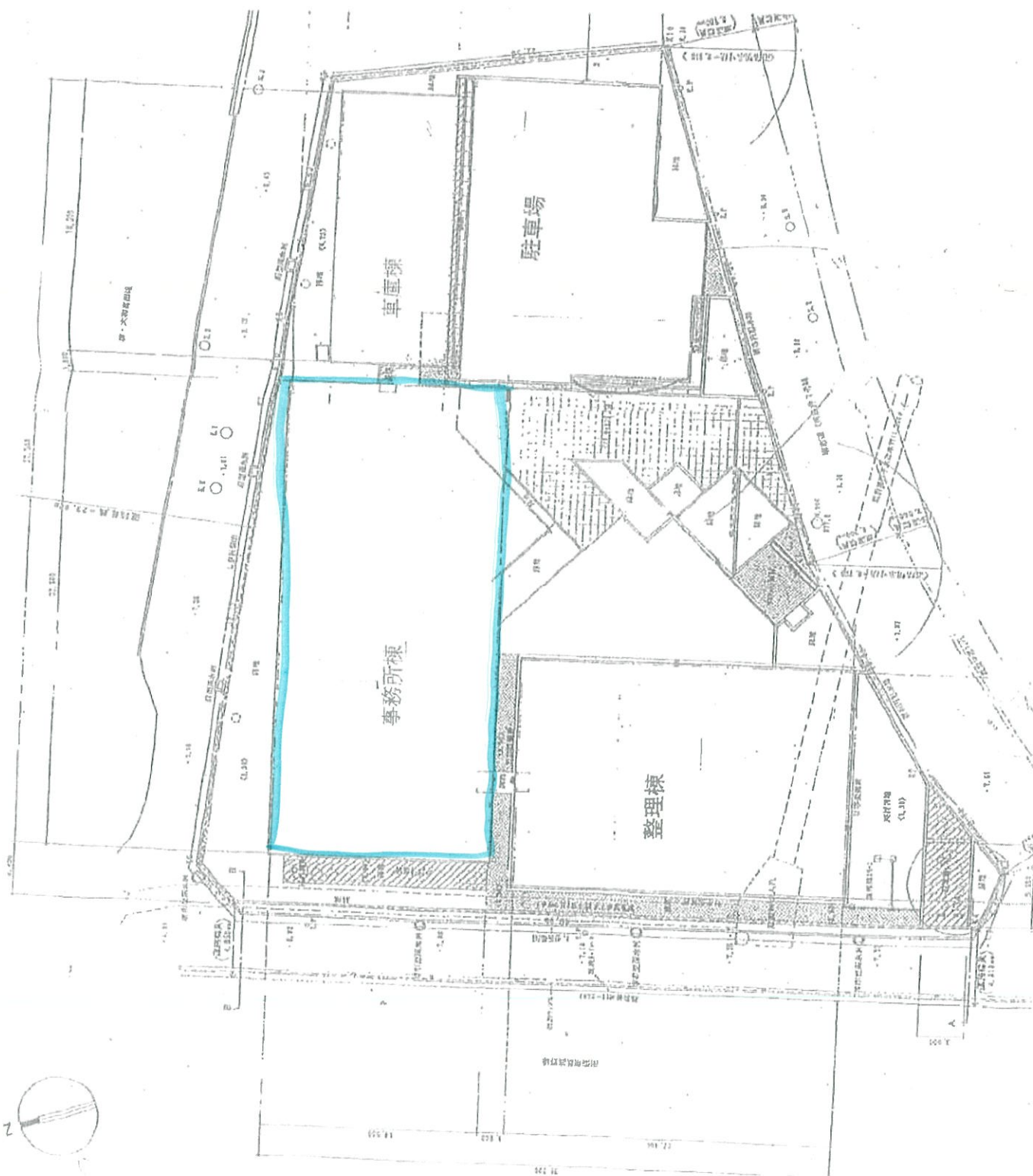
*形式及び機番

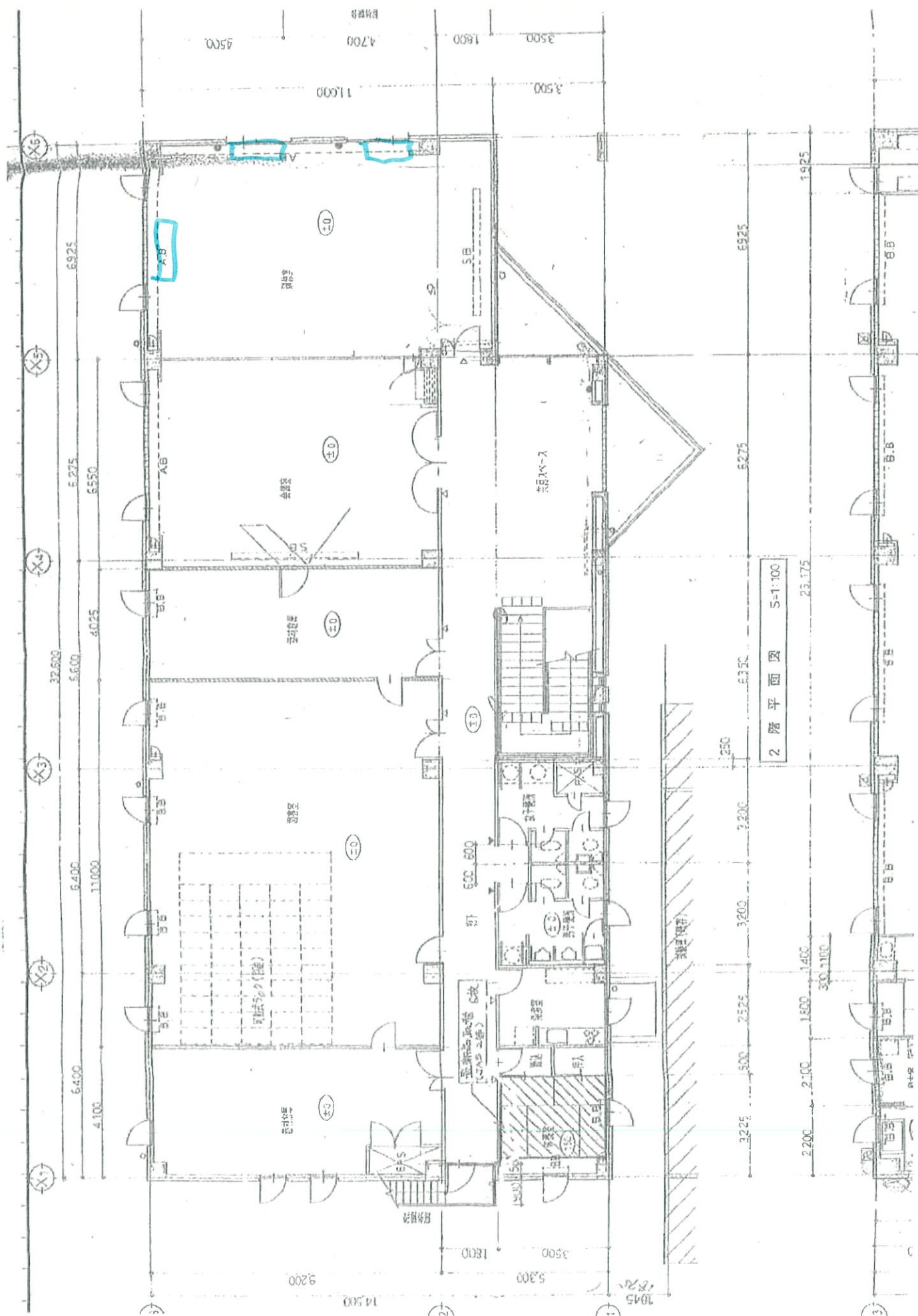
形式	馬力数	機番
FXYFJ80K	約2馬力	5003855
FXYFJ80K	約2馬力	5003752
FXYFJ56K	約2馬力	6005532
FXYFJ56K	約2馬力	6006865

(ダイキン工業製)

- ・執務室全体に冷氣・暖気をムラなく循環させるため、2台以上のエアコンを用意すること。
 - ・壁掛け式で、1台あたり2馬力以上の性能を有すること。
 - 【例】2馬力のエアコンの場合、4台を用意
 - 3馬力のエアコンの場合、3台を用意
 - ・エアコンの台数分のリモコンを用意すること。
 - ・室外機は、1階に設置すること。
 - ・グリーン購入法適合商品であること。
 - ・必要な配管貫通工事、電気配線工事等を行い、工事により生じた廃棄物は、処分すること。
 - ・室内機と室外機をつなぐ配管には、化粧カバーを施すこと。
 - ・アフターサービス体制を有すること(装置動作不良時における部品交換及び修理保証等)。
 - ・上記3の場所に搬入設置、搬出撤去すること。
 - ・建物には昇降機がないため、作業員が階段により運搬すること。
- 6 設置工事
 - ・令和7年4月19日(土)または令和7年4月26日(土)に行うこと。
 - ・配管貫通工事等、騒音を伴う工事が、業務等に著しい支障を及ぼす場合、工事の一時的中断を求める場合があることに留意すること。
 - 7 その他
 - ・搬出入の日時は、調査統計課と調整すること。
 - ・搬出入において、必要に応じ、建物や設備に養生すること。
 - ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

配置図





暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。